

令和7年度 心理相談員（スクールカウンセラー） 採用選考（公募）案内

1 受付期間

令和7年6月25日（水） から 令和7年7月25日（金） まで

※詳細は、「7 申込方法」に記載しています。

2 採用予定人数及び職務内容

採用予定人数	1 名
職務内容	○学びの多様化学校での生徒へのカウンセリング及び教職員や保護者への助言、援助、それに関連する情報収集に関すること。 ○いじめ、不登校、虐待等に関する対応を行うため指導課に設置する「学校危機対応支援チーム」における専門的助言及び情報収集に関すること。 ○その他大田区教育委員会が認める事項に関すること。

3 勤務条件等

職の位置付け	地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職となります。
任用期間	令和7年9月1日から令和8年3月31日まで ※当職に在籍する者を対象とした次の年度（任用期間）の職の採用選考に、4回を限度に申し込むことができますが、再度の任用を保証するものではありません。
条件付採用	採用はすべて条件付きのものとし、採用後1か月間（採用後1か月の勤務が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。
勤務場所	学びの多様化学校分教室「みらい学園中等部」（大田区池上3丁目） ※敷地内は禁煙です。
勤務時間等	○勤務時間・日数 1日7時間45分・週4日（週31時間） ○始業・終業時刻 原則、午前8時00分から午後4時45分まで ○休憩時間 60分 ○超過勤務 あり（公務のため臨時又は緊急の必要がある場合）
休日	○原則、土曜日・日曜日に加えて、月曜日から金曜日までの間で固定された曜日（週1日）が週休日となります。 ※学校行事等により出勤となる場合があります。 ○以上の週休日に加え、以下が休日となります。

	①国民の祝日に関する法律に規定する休日 ②年末年始の休日（12月29日から1月3日までの間。ただし①を除く。） ③国の行事が行われる日で規則で定める日
休暇	年次有給休暇や夏期休暇、慶弔休暇等の特別休暇が付与されます。 ※各休暇等の付与については、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年規則第41号）及び職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成4年規則第38号）によります。
報酬額	月額252,288円
諸手当（相当額）	期末手当、勤勉手当、通勤手当相当額、超過勤務手当相当額
社会保険	公立学校共済組合（短期給付（健康保険））、厚生年金保険及び雇用保険に加入となります。
公務災害	区の非常勤職員の公務災害補償制度又は労働災害補償保険のいずれかが適用されます。
服務	○地方公務員法の分限・懲戒及び服務に関する規定が適用されます。 ○営利企業への従事等の制限対象からは除外されており、兼業することができます。なお、兼業する場合には届出が必要となります。 ○他の大田区会計年度任用職員と兼務することはできません。

※特別区人事委員会勧告等の状況により報酬額を含む勤務条件等に変更が生じる可能性があることにご留意ください。

4 受験資格

次の①と②を満たす者

①次のいずれかに該当する者

- ・大学院又は専門の養成機関において主として心理学に係る課程を履修し、修士以上の学位を有する者
- ・公認心理師又は臨床心理士の資格を有する者

②地方公務員法の欠格事由に該当しない者

※日本国籍を有しない方も受験できます。受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する方及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

【参考】

地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二	当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
三	人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
四	日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破棄することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
(注) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。	

5 選考方法等

(1) 選考方法

採用選考は、以下のとおり筆記（作文）及び面接により行い、その結果を総合的に判定し、可否を決定します。

筆記（作文）	【課題】 「心理相談員（スクールカウンセラー）の職務内容にどのように取り組んでいきたいと考えますか」 ※所定の様式にて1,200字以内（自筆）です。 ※申込書と一緒に提出してください。
面接	【面接日】 令和7年8月上旬から中旬までの間の指定する日 【場 所】 大田区教育委員会事務局（予定） ※面接日時等は面接実施通知書を申込書に記載の住所に郵送し、お知らせします。

(2) 選考基準

筆記（作文）及び面接における判定の基準については、以下のとおりになります。

【筆記（作文）】

問題意識	○職務にあたる視点で状況認識ができているか。 ○問題意識に幅広さや深さが感じられるか。 ○志望理由から職務への熱意が感じられるか。
論理性	○記述内容に説得力があるか。 ○論理に幅広さや深さが感じられるか。
独自性・表現力	○自分の言葉で記述しているか。 ○作文の表現が豊かであるか。
専門知識	心理相談員（スクールカウンセラー）として各業務において重要と考える事項が妥当なものか。
職務への理解	職務を進めるうえで、心理相談員（スクールカウンセラー）としての立場や役割を理解できているか。

【面接】

知識・技能	職務上必要な専門知識及び技能の保有度はどうか。
対応力 (理解力)	○臨機応変な対応ができるか。 ○質問の趣旨を理解しているか。 ○わかりやすく簡潔に答えているか。
積極性 (責任感)	○心理相談員（スクールカウンセラー）における職務目標と責任を理解しているか。 ○業務改善に取り組む意欲と姿勢がうかがわれるか。 ○粘り強く目標達成に向けた行動をとることができるか。
協調性 (適応性)	○他の学校職員と協調して円滑に職務に当たることができるか。 ○相手の意見を尊重しながら、自分の考えを適切に伝えることができるか。 ○傾聴の姿勢は適切か。
勤勉性	○真面目にかつ熱心に職務に当たることができるかどうか。 ○自己啓発に努め、新たな知識を習得し職務に活かしていく意欲があるか。

6 合格者の発表方法

令和7年8月中旬頃に通知（郵送）します。

※合格発表後、申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。



大田区 HP

7 申込方法

(1) 提出書類

①申込書	○大田区教育委員会事務局指導課で配布します。また、区ホームページからもダウンロードできます。 ○記入にあたっては、申込書裏面の「記入上の注意」をよく読んでください。 ○申込書に必要事項を記入し、写真を貼ってください。(写真の裏には必ず記名をしてください)
②作文	○様式は、申込書と同様の方法により配布を行います。 ○課題は「心理相談員（スクールカウンセラー）の職務内容にどのように取り組んでいきたいと考えますか」で、1,200字以内で必ず自筆してください。
③受験資格を証明する書類等の写し	受験資格①について、提出してください。

④返信用封筒	長 3 封筒に申込者の郵便番号、住所、氏名を記入し、110円切手を貼ってください。
--------	---

(2) 提出方法

	郵送	持参
提出方法	封筒の表面に「心理相談員（スクールカウンセラー）受験申込書在中」と朱書し、原則、簡易書留により郵送してください。	下記申込先の窓口を持参してください。
申込期間	令和 7 年 6 月 25 日（水）から 令和 7 年 7 月 25 日（金）まで	令和 7 年 6 月 25 日（水）から 令和 7 年 7 月 25 日（金）まで ※受付は土・日・祝日を除く。
	期間内必着	午前 9 時 00 分から 午後 5 時 00 分まで
申込先	〒144-8623 大田区蒲田5-37-1 ニッセイアロマスクエア5階 大田区教育委員会事務局 指導課 指導事務担当	

※提出書類は返却しません。

※郵便事故の責任は負えません。

(3) 面接実施通知書の送付

書類選考後、面接選考実施者に対しては、提出された返信用封筒にて案内を郵送します。

8 個人情報について

個人情報の保護に関する法律及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例により、適正に管理します。大田区では、提出された関係書類やそれに基づき作成した資料等を採用選考及び採用事務にのみ使用し、厳重に管理するとともに、特別区人事委員会等の採用関係機関以外の第三者には提供しません。また、規定の保存年限経過後には、適切な方法で廃棄します。

【申込・問合せ先】

〒144-8623 大田区蒲田5-37-1 ニッセイアロマスクエア5階
大田区教育委員会事務局 指導課 指導事務担当

電話：03-5744-1436 HP：<https://www.city.ota.tokyo.jp/>